

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 国土交通省の策定した「建設業法遵守ガイドライン」及び「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」にもとづいた適正な取引を実行するとともに、パートナー会社等に対して、適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努めます。
- 弊社は健康経営に積極的に取り組み、その取り組みを発信することで、健康経営に係わるノウハウを提供します。助言・支援 等)

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社のクレド（経営理念など志や信条が書かれた冊子）には「お取引先への約束」という章に「パートナー」「公正な取引」という節があります。協力企業に対して弊社は下請という呼び方ではなく「パートナー会社」と呼び、信頼し尊重し合うパートナーとして互いの繁栄に務めるとともに、価格だけでなく安全や品質をともなう総合的な判断のもと公正な取引を行っています。また、総合建設業という事業を通じ、社会基盤整備の一端を担うものとして、社会に必要とされる存在となり、地域社会のため、自社のみならず係る人々とともに成長し、発展し続けなければなりません。そのためにはSDGsの「誰一人取り残さない」という原則に対し、事業をはじめ、環境などに対する様々な取り組みを積極的に行い、発展させていく事でパートナーシップに繋がると考えます。

2024年9月1日

古郡ホーム株式会社

企 業 名

代表取締役 古郡栄一

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。